規制改革推進会議(第14回) 議事概要

1. 日時:平成29年3月29日(水)16:00~16:54

2.場所:官邸4階大会議室

3. 出席者:

(委員)大田弘子議長、金丸恭文議長代理、江田麻季子、古森重隆、 髙橋滋、野坂美穂、原英史、森下竜一、吉田晴乃

(政府)安倍総理大臣、菅官房長官、山本内閣府特命担当大臣(規制改革)、石原経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、萩生田官房副長官、野上内官房副長官、杉田官房副長官、和泉内閣総理大臣補佐官、長谷川総理大臣補佐官、古谷官房副長官補、西川内閣府事務次官、羽深内閣府審議官

(経済3団体)榊原経団連会長、三村日商会頭、小林経済同友会代表幹事 (事務局)田和規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、大槻参事官

4.議題:

(開会)

1.行政手続コストの削減に向けて

(閉会)

5.議事概要:

大田議長 こんにちは。ただいまから「規制改革推進会議」第14回会合を開催いたします。

本日は安念委員、飯田委員、長谷川委員、林委員、八代委員が御欠席です。 安倍総理は後ほど御出席されます。

それでは、議題「行政手続コストの削減に向けて」について、髙橋部会長より御説明を お願いいたします。

髙橋委員 先ほど行政手続部会を開催いたしまして、取りまとめを決定いたしました。 その内容について御報告をいたします。

資料1が取りまとめになりますが、私のほうは概要版の資料3によりまして御説明を申し上げたいと思います。

まず事業者に対しますアンケート調査におきまして、負担感の上位となった項目を踏まえまして、政府全体で取り組むべき行政手続簡素化の3つの原則を設けることとしております。

まず「(1)行政手続の電子化の徹底」の内容といたしましては、電子化が必要である 手続については、添付資料も含め電子化の徹底を図るというものでございます。

- 「(2)同じ情報は一度だけの原則」とは、事業者が提出した情報について同じ内容の情報を再び求めないというものでございます。
- 「(3)書式・様式の統一」の内容といたしましては、同じ目的または同じ内容の申請・ 届け出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにするものでございます。

なお、地方公共団体の行政手続に関しましては、地方公共団体の理解と協力を得つつ、 取り組みを進めることについて注記をしております。

この3原則の徹底によりまして、横串を通した取り組みの実現を図りたいと考えております。

2.「(1)重点分野」に関しましては、日本再興戦略2016におきまして重点分野の幅 広い選定を行うこととされておりました。そこで営業の許可・認可に関する手続、社会保 険に関する手続、国税、地方税、補助金の手続、調査・統計に対する協力、従業員の労務 管理に関する手続、商業登記等、従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行の9分野 につきまして、削減目標達成のための計画を策定し、取り組むこととしております。

事業者に対するアンケート調査におきまして、これら9分野を負担とした回答を合計いたしますと、全体の7割(69%)を占めるということになります。

なお、従業員の納税に係る事務、行政への入札・契約に関する手続につきましては、規制改革推進会議本会議において別途速やかに検討するということにしております。

具体的には従業員の納税に係る事務については、規制改革推進会議の投資等ワーキング・ グループで既に検討が開始されております。また、行政への入札・契約に関する手続については、行政手続部会において4月以降、検討を進めます。

「(2)削減目標」につきましては、政府一律の目標として行政手続コストとして事業者の作業時間を20%削減することといたしております。その取り組み期間は3年、ただし事項によっては5年まで許容することとさせていただいております。

注1といたしまして、国税、地方税については大法人の電子申告利用率100%等、別途の数値目標を設定することといたしております。また、注2として調査・統計に対する協力については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応することとさせていただいております。

- 「3.戦略的な取組の推進」に関しましては、「(1)重点分野」については、各省庁は本年6月末までに基本計画を策定することといたしております。さらに可能な事項については、基本計画策定を待つことなく速やかに着手することとしております。また、本年7月以降、行政手続部会は広く点検し、必要な改善を求めることといたしております。部会の点検を踏まえ、各省庁は平成30年3月までに基本計画を改定することといたしております。
- 「(2)重点分野以外」については、行政手続コスト削減に向けた取り組みを進めることといたしまして、行政手続部会は各省庁の取り組みについて必要に応じて工程表の提示を求めるなど、フォローアップを行うこととしております。

私からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

詳細は事務局より御説明を申し上げます。よろしくお願いします。

大田議長 ありがとうございました。

では、事務局より補足をお願いいたします。

大槻参事官 資料1をごらんください。

表紙を1枚おめくりいただいたところに目次がございます。「 取組の経緯」「 行政手続コストの削減方策」「 おわりに」とございますけれども、部会長から時間の関係で詳しい御説明がなかった部分を中心に御説明したいと思います。

1ページ目「 取組の経緯」「1.規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進の必要性と『日本再興戦略2016』」とございます。

2ページ目「2.先行的取組」ですが、「(2)対日直接投資推進会議(規制・行政手続見直しワーキング・グループ)における検討」「(3)未来投資会議(構造改革徹底推進会合)における検討」がございますけれども、これらにつきましてそれぞれ報告が取りまとめられている状況でございます。

3ページ目「3.行政手続部会における検討」ですが、行政手続部会の設置につきましては、28年9月の規制改革推進会議におきまして、総理からの諮問を受けまして、規制改革推進会議令に基づき設置がされております。

「(2)行政手続部会における検討経緯(その1)」とありますが、昨年9月から12月の審議の状況ですけれども、具体的には「(3)諸外国の取組の概要」の2段目ですが、私どもの調査結果によれば、欧米諸国ではまず2000年代に行政手続コストや書類作成負担の削減を相当程度行った。一旦削減が行われた後の2010年代には、削減した既存の行政手続コストをこれ以上ふやさないという基準等を設定する取り組みを開始する国が見られるなどの取り組みが多様化してきていることがわかったところでございます。

6ページ目「(4)事業者ニーズを踏まえた対応の必要性」ということで、事業者に対するアンケート調査により、事業者の負担感につきまして量的な傾向を把握し、団体等からのヒアリング、内閣府ホームページを活用した意見募集により、事例としての情報を収集いたしました。

「(5)行政手続部会における検討経緯(その2)」ですけれども、ことし1月以降は 論点をまとめた考え方、たたき台を示し、関係省庁からのヒアリングを行い、取りまとめ に向けて議論を重ねてきたところでございます。

7ページ以降、コストの削減方策でございますけれども、部会長の御説明とかぶりますので、まず9ページ目をごらんください。「(3)行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項」ということがございます。 処理期間の短縮、手続に要する期間が長い。 手続の透明化、審査・判断基準がわかりにくい等々の点がございます。こういったことがございますので、各省庁は手続に応じて上記の負担感の減少に向けた取り組みを行うとしております。

10ページ目「(1)取組の対象とする『機関』」「(2)取組の対象とする『手続等』」

というものがございますけれども、それぞれ事業者に対するアンケート調査等を踏まえまして、取り組みの内容の箱がございますが、国の行政機関など、また、申請、届け出など、 こういったものを取り組みの対象とするというふうに整理をしております。

13ページ、重点分野のところでございますが、なお書きの部分について補足いたしますと、なお、従業員の納税に係る事務については、規制改革推進会議(投資等ワーキング・グループ)において社会全体の行政手続コストの削減に向けた取り組みを別途行う。また、行政への入札・契約に関する手続については、行政手続部会において別途検討を行うとしております。

14ページ、削減対象とする「コスト」ですが、事業者に係る規制コストは、表のように さまざまなものがございますけれども、諸外国の取り組み、また、事業者ニーズの把握を 踏まえまして、削減対象とするコストは行政手続コストとするとしております。

15ページ、「行政手続コスト」の計測ですけれども、これも実際にコスト計算が必要になることに留意をしまして、取り組みの内容のところでございますが、削減対象は時間(事業者の作業時間)とする。計測については以下のように行うということで、 各分野の主要な手続について、所管省庁が企業内部でどの程度の時間を要しているかを把握・計測し、公表する。その際、大規模なヒアリングやアンケート調査の実施までは求めない。また、計測時に一定の仮定を置くことも許容する。

取り組みの起算点は29年度とし、その上でコストの計測を年度中の計測に最も適切な時期に行う。初回に手続コストを計測したのと同時期に、翌年度以降も手続コストの計測を行い、削減の取り組みの進捗を管理する。

16ページ「(3)取組期間」でございますけれども、取り組み期間を5年としている国が多く見られる。コストの早期の削減を求める声が多い。他方、大規模な情報システムや法改正、地方公共団体の理解と協力を得た取り組みのためには、ある程度の期間が必要となることも多いということから、取り組み期間は3年とする。ただし、事項によっては5年まで許容する。また、注書きで取り組み期間が3年を超える場合は、その必要性について各省庁が十分な説明を行うとしております。

「(4)削減目標」ですけれども、これは注について補足いたしますと、注1は国税とありますが、国税につきまして 多くの諸外国と異なり、税務訴訟における立証責任が通常、課税当局側にあるとされていること。 消費税軽減税率制度・インボイス制度の実施、国際的租税回避への対応等に伴い、今後、事業者の事務負担の大幅な増加が不可避であることを踏まえまして、2ポツで次の数値目標を設定するとしまして、 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告の利用率100%、 は中小法人の申告につきまして、電子申告の利用率85%以上。なお、将来的に申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告の利用率100%。

17ページ目、3ポツですが、手続の電子化、簡素化等により事業者の負担感減少に向けた取り組みを進めるということで、電子納税の一層の推進、 e-taxの使い勝手の大幅改

善、 地方税との情報連携の徹底。

注2の地方税については、国税と同様でございます。

注3の調査・統計に対する協力については、 統計法に基づく統計調査についてということで、最初のポツですけれども、統計改革の基本方針により経済統計の改善が予定されており、新たに整備・改善されるものについては、事業者の負担増が想定される。このため、これらは今般の数値目標と計画作成の対象外とするが、その実施に当たってはコストの削減の趣旨も踏まえ、事業者の軽減に努めるものとする。また、統計改革においては、報告者の負担軽減が課題の1つとなっており、既存の統計調査については、その検討状況を踏まえ、コスト削減に取り組むものとする。また、 として統計調査以外の調査については、部会において別途検討を行うとしております。

18ページ目、戦略的な取り組みの推進のところですが、「(1)重点分野」につきまして計画的取り組みを進めるということで、 各省庁は、コスト削減に向けて3原則及び取り組むべき事項を踏まえ取り組みを進める。その際、可能な事項は速やかに着手する。 各省庁は、基本計画を29年6月末までに策定する。 29年7月以降、部会は各省庁の基本計画について、その取り組み内容や目標設定を含め、幅広く点検し、必要な改善を求める。

各省庁は、部会の見解及び基本計画策定後の取り組み状況を踏まえ、30年3月までに基本計画を改定する。 部会は各省庁の取り組みについてフォローアップを行う。

「(2)重点分野以外」ですけれども、 は重点分野と同様の記載でございます。 は 部会は各省庁の取り組みについて必要に応じて工程表の提示を求めるなど、フォローアップを行う。

19ページ目「おわりに」でございます。ここを読み上げさせていただきますと、今般の取りまとめにおいては、重点分野、重点分野以外に分けて取り組みの方針を示した。各省庁におかれては、積極的かつ着実に規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進に取り組んでいただきたい。

行政手続部会としても、「 4.戦略的な取組の推進」に述べたようにフォローアップを行うとともに、残された課題も含めて検討を続けていく。

規制改革、行政手続の簡素化、IT化の推進は、行政における不断の課題である。今般の取り組みのみならず、その取り組み期間後も含め、持続的に取り組む必要があることは当然である。また、今後、新たな規制を検討する際には、その規制が真に必要なものか、その規制目的に比して規制の手段が事業者の過大な負担とならないか、その遵守のための手続が簡素なものとなっているか、IT化が適切に行われているか、などあらゆる観点から事業者目線を踏まえた十分な検討が行われる必要がある。

また、規制改革、行政手続の簡素化、IT化の推進は、事業者負担の軽減に資するのみならず、行政機関の事務の効率化にもつながるものである。

今般の取り組みについては、国の行政機関において積極的に対応する必要があることは 当然であるが、事業者ニーズの把握により明らかになったように、地方公共団体の積極的 な取り組みが重要と考えられる。地方公共団体におかれては、本取り組みの趣旨を御理解いただき、国の関係機関と一体となって行政手続コストの削減に協力いただきたい。

今般の取りまとめに盛り込まれた取り組みの着実かつスピーディーな実施が、事業者の 生産性向上を通じ、我が国の力強い経済成長に資することを強く願うものである。

20ページは参考資料でございますけれども、事業者アンケートの結果でして、負担感の内容の多い順に整理した表でございます。

また、21ページ目でございますけれども、これも事業者のアンケート調査の整理結果ですが、これは負担感のある分野の多い順に整理をしております。 1 ~ 9 が重点分野、ここまでで累計で69.3%、10番以降が重点分野以外の分野になってございます。

22ページ目が委員名簿、23ページ目は審議経過。最後、資料2の束がございますけれども、これはこれまでの部会経過の主な資料を掲載したものでございます。

私からは以上でございます。

大田議長 ありがとうございました。

ただいまの御説明に関して御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですか。 御異議がなければ、この行政手続部会取りまとめについて、本会議として了承したいと 存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

大田議長 それでは、原案のとおり本会議として了承いたします。 それでは、ただいまより 4 時半まで休憩とさせていただきます。

(休憩)

(経済3団体入室)

(安倍総理、関係閣僚等入室)

大田議長 それでは、議事を再開いたします。

行政手続コストの削減に向けた部会の取りまとめについて、髙橋部会長より御発言をお願いいたします。

髙橋委員 それでは、御報告申し上げます。

先ほど開催いたしました行政手続部会におきまして、行政手続コストの削減に向けた取りまとめを決定し、続けて規制改革推進会議において了承がなされました。

この取りまとめの狙いとポイントにつきまして、お手元の資料3及び、その後ろに添付 しております参考1と2を使いまして御報告を申し上げたいと思います。

今回の行政手続コストの削減に向けた検討は、日本再興戦略2016に基づき本年度中をめどに規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定を行った上で、規制、行政コスト削減目標の決定を行うものでございます。

検討に当たりましては、事業者の目線で行うことといたしまして、本日お越しの経済3

団体の皆様から、アンケート調査の実施等を通じて多大な御協力を頂戴いたしました。心 よりお礼を申し上げます。

その結果をまとめたものが、参考1と参考2でございます。

参考1は、行政手続のどのような点を負担と感じているのか。参考2は、どのような分野の手続を事業者は負担と感じているのか。この点につきまして整理をしたものでございます。これを縦軸と横軸といたしまして、事業者のニーズに徹底的に対応していこうとするものが今回の取りまとめでございます。

1 枚目の本文の1にございますように、行政手続簡素化の3原則というものを定めることといたしました。これは参考1におきまして負担感の上位となった項目を踏まえたものでございます。1つ目の原則は、行政手続の電子化の徹底でございます。2つ目は、同じ情報は一度だけの原則でございます。3つ目は、書式・様式の統一でございます。この3原則を横串として通すこと、そして、これらの点以外の負担感については、行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項とすることによりまして、事業者の負担感の軽減に取り組むこととしております。

なお、地方公共団体の行政手続につきましては、地方公共団体の理解と協力等を得つつ、 取り組みを進めることが極めて重要と考えております。

次に、参考2をごらんください。事業者の負担感の高い上位の手続のうち、営業の許可・認可に係る手続、社会保険に関する手続、国税、地方税、補助金の手続、調査・統計に関する協力、従業員の労務管理に関する手続、商業登記等、従業員からの請求に基づく各証明書類の発行の9分野を重点分野といたしました。

これらの分野につきましては、事業者の作業時間を20%削減するという政府一律の目標を掲げた上で、省庁ごとに削減計画を策定し、取り組みを推進することにさせていただきます。その際、国税、地方税につきましては大法人の電子申告の利用率100%など、別途の数値目標を設定いたします。また、調査・統計につきましては、統計改革の基本方針等を踏まえて対応することといたしまして、さらに統計以外の調査の負担軽減のあり方については、引き続き行政手続部会で検討することといたしております。加えて従業員の納税に関する事務につきましては、規制改革推進会議の投資等ワーキング・グループで議論を進めております。行政への入札・契約に関する手続につきましても、4月以降、行政手続部会で検討を進めます。

重点分野の9分野にこの2つの分野を加えまして、負担感の上位11分野についてコスト 削減の取り組みを進めてまいります。

次に、1枚目の本文にございます「3.戦略的な取組の推進」に関してでございます。 重点分野につきましては、各省庁において本年6月末までに基本計画を策定いたまして、 行政手続部会の点検を経て、平成30年3月までに基本計画を改定することにいたしており ます。ただし、可能な事項につきましては、基本計画策定を待つことなく速やかに着手す るとしております。 さらに重点分野以外につきましても、行政手続部会は各種の取り組みについて、フォローアップを行うということにさせていただいております。

今後、非常に重要なポイントが2つあると考えております。1つ目は、この取り組みについて総理のリーダーシップのもとで各省庁において事業者目線に基づき、かつ、スピード感を持って実施に移していただくということでございます。また、今般の議論の中で行政手続の見直しにおきましては、地方公共団体の手続も重要であるということが明らかになりました。その見直しに関しましては、地方分権を踏まえつつ、地方公共団体の理解と協力を得て進めていく必要がございます。この点につきましてもぜひ総理にリーダーシップをおとりいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございました。

今、御説明がありましたように、事業者目線で取り組みを進めるに当たって経済3団体には多大な御協力をいただきました。きょうはその3団体のトップの方々にそろってお越しいただいております。一言ずつお願いできればと思います。

まず経済団体連合会の榊原定征会長、お願いします。

榊原経団連会長 ただいま大田議長から御紹介がございましたが、きょうは経済3団体が共同提言、資料4でございますが、取りまとめて持参をいたしました。これを踏まえて各団体から発言させていただきます。

まず私から、経団連の考え方を申し上げたいと思います。

ただいま髙橋部会長から御説明がございました行政手続部会の検討結果は、事業者の生産性向上を後押しする。生産性革命の実現に道筋をつけるためのものと考えております。

検討の過程で経済界と内閣府が共同でアンケート調査をいたしましたが、それによりますと先ほども触れていただきましたけれども、事業者は税や社会保障、営業の許認可といった分野の行政手続において、提出書類の作成負担が大きい。さらにはワンストップでない手続や組織あるいは部署ごとに異なる申請様式、申請から受理まで一貫したデジタル処理がなされていないことなどを負担に感じていることが明らかになりました。

こうした課題を解決するためには、行政事務における既存の制度あるいは業務フロー、 慣行等を抜本的に見直して、BPRを徹底的に行った上で電子政府の構築を目指す。これが不 可欠であろうと思います。

これによって府省庁間や国、地方の壁を越えた情報連携が実現すれば、事業者目線での規制、行政手続コストの削減に寄与することになります。さらに行政機関等が保有する公共データをビッグデータとして利活用することも可能となりまして、現在、官民を挙げて推進しているSociety 5.0の実現にも大きく貢献するものと考えます。

今回、行政手続部会が打ち出したデジタルファースト、電子化の徹底。2番目のワンスオンリー、同じ情報は一度だけの原則。3番目の書式・様式の統一、この3つの原則は的確であると考えております。今回の見直しで、ぜひこの3つの原則を徹底していただきた

いと思います。

加えまして、アンケート調査にもございましたが、経済界では複数の行政手続を一度で実施するワンストップ化が極めて重要だと考えております。例えばニュージーランド、これはビジネス環境ランキングでいつもトップランクにいる国でございますけれども、ニュージーランドでは事業の設立時に必要な全ての手続が、1つのオンライン上に統合されていて、所要時間も半日程度と極めて短く済んでおります。その一方で我が国においては、起業時、事業を興すときに手続のオンライン化が十分でない。原則として申請窓口も別々になっております。このため8つの異なる手続が必要となっておりまして、手続に要する時間も11日程度かかるというのが実態でございます。世界で一番企業が活動しやすい国を目指すためにも、取り組みの実行段階におきましては手続のワンストップ化も実現をしていただきたいと思います。

今後は各府省庁においてこれらの原則に基づく削減計画が策定されるわけでございます けれども、ぜひ速やかに実行に着手していただいて、スピード感を持って確実に実現して いただきたいと思います。

そのためには総理のリーダーシップのもとに府省庁横断かつ国・地方を通じた取り組みが、確実に成果につながるようにしていただきたいと思います。同時に規制改革推進会議におきましては、IT総合戦略本部等とも連携をしていただいて、BPRと電子化の一体改革の実行主体となる各府省庁、自治体の取り組みを把握して、進捗と達成状況に係るPDCAサイクルをしっかりと回すことをお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

大田議長 ありがとうございました。

続いて、日本商工会議所の三村明夫会頭、よろしくお願いします。

三村日商会頭 申し上げるまでもなく、我が国経済を持続的な成長軌道に乗せるためには、潜在成長率の底上げが必要であります。そのためには生産性向上のためのビジネス環境を整備することは不可欠であります。

政府は、日本再興戦略で2020年までにビジネス環境ランキングにおいて先進国3位以内を目指しておりますが、残念ながら2017年度のランキングを見ますとOECD35カ国中26位、これはむしろ順位を下げているということでありまして、諸外国に比べて日本の行政手続は手間がかかり、国内における生産性向上を阻害していると言わざるを得ません。

イギリスなどの先進国は、御存じのとおり2000年代初めに25%の削減目標を掲げて、5年から10年の間に取り組みましてランキングを上げています。こういった現実に我々としては相当の危機感を持つ必要があると思います。

中小企業の足元の最大の経営課題は、人手不足であります。とりわけ建設、運輸、介護などの労働集約型の産業を中心に人手不足が深刻化しております。行政手続の簡素化は生産性の向上や長時間労働の是正に大きな効果があり、重要な対策の1つだと思っております。

ただ、これは民間に限ったことではないと思います。行政手続のチェックを行う公務員の側でも、膨大な量の作業あるいは長時間労働により行政の貴重な資源を浪費していると思わざるを得ません。したがって、行政手続の簡素化をきっかけとして、官民双方の働き方改革や生産性向上の取り組みを前進させることが極めて重要だと思っております。

私どもとしては、昨年12月にアンケート調査をしまして、この結果を既に提示しております。これについて内容としては申し上げませんけれども、ただ、ここで気がついたのは今の行政では書類が多い。書類が重複している。書式がばらばらで煩雑。何度も何度も窓口に呼び出される。こういうことに我々の負担感が非常に強いことがわかりました。

今回、事業者目線に立ち行政手続簡素化に特化した報告書を先ほどお聞きいたしましたけれども、これは非常に画期的であり、取り組んだ皆様に敬意を表したいと思っております。こうした取り組みを推進することで、政府が目指す我が国を世界で一番ビジネスがしやすい国にするということが確実に実現されていくものと期待しております。しかし、今日の時点では、簡素化する重点目標と削減目標が決まるだけでございます。むしろこれからの実施計画の策定と、その後の工程管理が大切であります。

繰り返しになりますけれども、我が国の人手不足は極めて深刻であります。この状況を 改革のチャンスと捉えて、可能な限り実施を前倒しするなど、スピード感を持って取り組 んでいただきたいと思っております。また、重点分野だけではなく、重点分野以外も官民 合わせた日本全体の生産性向上のために、各府省庁の取り組みとフォローアップをしっか りお願いしたいと思います。

以上であります。ありがとうございました。

大田議長 ありがとうございました。

それでは、経済同友会の小林喜光代表幹事、よろしくお願いします。

小林経済同友会代表幹事 経済同友会の小林でございます。

今、お二人のお話と一部重複する部分もございますということでお許しいただきたいのですが、今回の経済3団体のアンケート結果に見られます各種課題の存在というのは、官 民双方におきましてかなり以前から認識されていたものと思います。

実際に2001年に公表されましたe-Japan戦略等を受けまして、法制度の整備を初め、さまざまな取り組みが進められてきておるわけですが、マイナンバーカードの交付率がいまだに8.4%にとどまっているとおりに見られますように、国民のITリテラシーは向上の必要性が大きいと感じます。

そのような中で今般、デジタルファーストを原則の1つとされたことは、日本全体のITリテラシーを高める観点からも大変意義深いと考えられます。各種手続のIT化を進めるに際しまして、特に重要なのが言うまでもなく業務プロセスの見直し、Business Process Reengineering (BPR)でございます。各府省、地方公共団体が既存の業務フローや慣行、書式、様式等を維持したまま、単にホームページ上に申請等の受け皿を設けるだけでは意味はございません。手続につきましては全国的かつ抜本的に業務プロセスや書式、様式の標

準化、統一化を進め、政府、自治体職員の業務効率化を推進していただきたいと思います。

企業におきましても働き方の見直しがまさに始まっておるわけですが、公務員の働き方が変わって初めて真に実効ある働き方改革が実現するものと思われます。こうした業務プロセスの標準化の取り組みは、地方公共団体においても重要なものと考えられます。このように徹底した業務プロセスの見直しを通じた行政手続の簡素化、IT化は、煩雑な手続をなくすことにより企業の生産性革命に大きく寄与するとともに、府省、地方公共団体における行政サービスの効率化にも資する取り組みであり、公務員の働き方改革と、国と地方を通じた歳出改革の第一歩とも言えるかと思います。

「世界で一番企業が活躍する国」の早期実現に向けて、簡素で生産性の高い行政機構を つくり上げていただくよう、改めてお願いしたいと思います。

東芝がチャプター11を先ほど申請したのですが、24時間ネット申請可能ということで、アメリカは取締役会が夜中の1時半ぐらいに終わりまして、それでネットで申請するという、これが本当に簡素化なのかどうかは別として、他国との比較において競争力という観点からもぜひ検討をいただきたいと思います。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございました。

それでは、山本規制改革担当大臣、一言お願いいたします。

山本大臣 規制改革推進会議では、昨年6月に閣議決定した日本再興戦略に基づき、経済3団体の皆様にも御協力をいただきながら、事業者目線での行政手続コストの削減に向けた取り組みを御議論いただき、そして本日、行政手続部会において取りまとめていただきました。委員の皆様、そして御協力いただいた経済団体の皆様に心から感謝申し上げます。

行政手続は、行政を適切に執行するために策定されるため、得てして行政側の目線に偏りがちです。しかし、労働力人口の減少に伴う未曽有の人手不足に直面する中、我が国産業の競争力強化、生産性向上のためには、事業者の目線でいかに効率化が図れるかという視点から見直すことが必要不可欠です。

また、こうした業務プロセスの見直しは、行政自体の効率化や働き方改革にも大いに資するものです。今後はいよいよ実行段階に入ってまいります。政府一体となって実効性のある改革を進めていくためには、事業者の皆様との連携が重要と考えており、今後ともよろしくお願い申し上げます。私も担当大臣として皆様の御期待に沿えるよう、全力を尽くして取り組んでまいります。

大田議長 ありがとうございました。

ここで総理より御挨拶をいただく前に、報道関係の方が入室されます。

(報道関係者入室)

大田議長 それでは、安倍総理より御挨拶をお願いいたします。

安倍総理大臣 本日は経済三団体のトップの皆様から直接強い御要望を承りました。こ

の御要望も踏まえて、政府を挙げて、規制改革、行政手続の簡素化、IT化について一体改革に取り組んでまいります。

東京オリンピック・パラリンピックを開催する2020年までに、営業の許認可など事業者負担の重い分野について、行政手続コストの20%以上の削減を目指します。

そしてまた、全ての分野について、まず行政手続を電子手続のみで完結できるようにすること。2番目に、同じ情報は一度だけ提出すれば済むこと。そして3番目に、書式・様式は統一されたものを使うこと、という3つの原則を徹底するよう、しっかりと指示いたします。

各省庁に対しては、本年6月までに削減計画を策定し、公表することを指示いたします。 規制改革推進会議の公開プロセスにおいてレビューを行い、進捗を管理します。

加えて、地方公共団体の手続についても、同じ趣旨の手続であっても自治体ごとに書式・ 様式が異なり、多くの作業時間がかかる場合があるといった実態があります。地方公共団 体においても、国の取組と連携して改善するよう協力を要請します。

こうした取組を通じ、我が国で活動する企業の生産性向上と働き方改革を、強力に後押ししてまいります。

大田議長 ありがとうございました。

では、報道関係の方、御退室をお願いします。

(報道関係者退室)

大田議長 これで本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。